

V

その他

1. 借金の整理について

債務整理が必要な人

- ・完済（借金を返し終わる）のめどがつかない
- ・返済を続けているのに、元本がなかなか減らない
- ・返済のために借金をしている
- ・貯蓄がなく、収入の2割以上を返済にあてていて生活が苦しい
- ・いくつもの商品を分割払いで購入し、支払を続けていて生活が苦しい

整理方法

- ・「任意整理」裁判所を通さず、返済方法を和解する
- ・「特定調停」簡易裁判所が双方の間に立ち、利害関係を調整する
- ・「個人版民事再生」地方裁判所が認可した計画に従って、財産を処分することなく返済する
- ・「自己破産」地方裁判所を通じて、財産を処分し、債務の返済を免責してもらう

法律の専門家等に債務整理の依頼、申立てする利点は、以下のとおり

- ① 直接の取立てが一旦止まること
- ② 以前の高かった利息が計算し直されることで、残債の圧縮が見込めること
- ③ 将来の利息がカットされること

家族の援助

- ・家族は保証人になっていない限り、返済の義務はない。家族が立て替えると融資枠が広がり、かえって借金が拡大するおそれがある。援助するなら専門家等の費用を援助したほうが良い

費用

- ・専門家の費用がない場合、収入等の条件を満たせば法テラス「法律扶助制度」により、立て替えてもらうことができることがあります。

借金の所在を知りたい、身分証の紛失による悪用防止の登録をしたい

- ・銀行 / 信用金庫：
全国銀行個人信用情報センター TEL 0120-540-558 又は 03-3214-5020
- ・信販 / クレジット会社：
CIC TEL 0120-810-414
- ・消費者金融 / 金融機関等におけるローンやクレジット：
(株)日本信用情報機構 (JICC) TEL 0120-441-481

相続による債務

- ・相続人の順位
 1. 配偶者と子または孫
 2. 配偶者と直系の親
 3. 配偶者と兄弟、姉妹またはその子
 - ・相続の方法
 - 単純承認：財産、負債（保証債務も含む）ともに受け継ぐ
 - 相続放棄：財産、負債ともに受け継がない
 - 限定承認：負債が不明であり、相続人が相続した財産の限度で亡くなった方の債務を受け継ぐ
- 相続放棄と限定承認は相続の開始を知った時から3ヶ月以内に亡くなった方の最後の住所地を所管する家庭裁判所に手続きをします。

時効

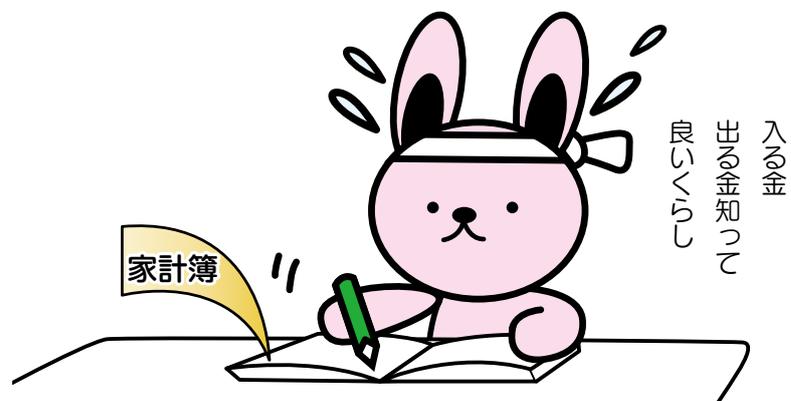
- ・商人からの借入れの時効は5年（時効間際に債務を認めたり、一部返済する、裁判手続きされる等で時効の中断・停止があります）

抵当権の抹消

- ・返済が終わったら、債権者から渡される証明書（有効期限あり）で、忘れずに法務局に手続きして抵当権を消しておきましょう。

「クレジットカードの現金化」問題

- ・たとえば、月々の返済に困った人が、広告を見て業者（買取屋等）から価値のない商品50万円をクレジットカードのショッピング枠で購入し、40万円のキャッシュバックを受けて当座の返済にあてる。または業者（買取屋）から商品50万円をクレジットカードで購入し、それを業者が40万円で買い取ることで消費者に現金が渡る仕組みです。しかし、当座はしのぐことができても、結局クレジットへの返済がそれ以上残るという「クレジットカード現金化」の相談が近年増加しています。この行為はクレジット契約に違反する行為であり、クレジット業界で禁止している行為です。「クレジットカード現金化」を利用すると、消費者は退会処分等になることもあり、一度に利用金額を支払わなければならない等のおそれがあります。「クレジットカード現金化」が不正な利用方法と知りながら利用した場合、消費者自身も詐欺罪等に問われる可能性があります。



2. クリーニングのトラブル

- ・出す前に点数、種類、しみ、虫食い、ほつれ、ボタン、切り傷の有無をクリーニング店と一緒に確認しましょう。
- ・受け取る際にその場で点数、色、かたち、付属品を確認しましょう。
- ・収納時にはカバーを外しましょう。カバーには酸化防止剤が使われていますが、排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と反応して衣類が黄変することがあります。
- ・石油臭があるときは、クリーニング溶剤が皮膚について、「化学やけど」をおこすことがあります。風通しのよい屋外で陰干しするか、再処理を依頼しましょう。
- ・LDマークとSマークのある店では、「クリーニング事故賠償基準」によって、事故の対応を図っており、その内容に沿って補償されます。



LD マーク

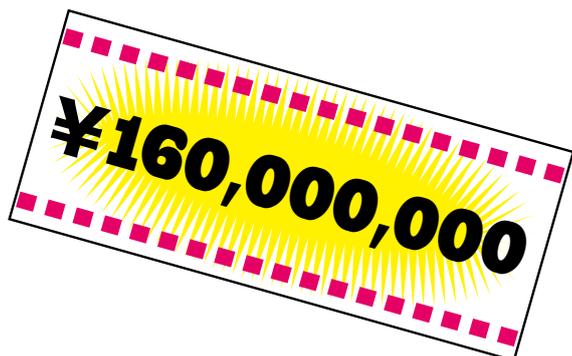


S マーク

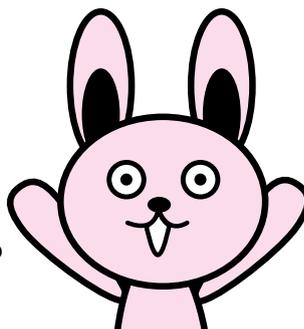
3. 海外からのダイレクトメールで賞金が当たったような通知が届いた（海外宝くじ）

ダイレクトメールには、高額な賞金がすぐ受け取れるかのように書いてあるため、懸賞に応募した覚えがないにもかかわらず、注文書を送ってしまいがちです。事業者は、外国政府の宝くじを注文者に代わって購入する事業者と考えられますが、実際に購入しているか確かめることは困難です。

- ・信用できない相手に個人情報をお教えしてはいけません。
- ・海外宝くじは、海外に出掛けた際、現地での購入には規定はありませんが、国内で海外宝くじの現物入手すると、刑法 187 条に違反するおそれがあります。
- ・以上のことから、海外宝くじは絶対に買わないという心構えが大切です。



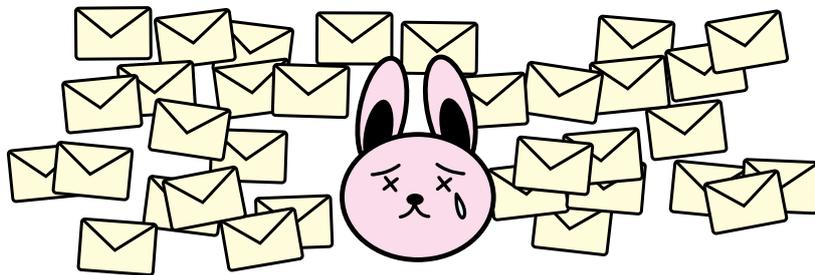
当たった〜!!?



4. 帰宅後メールを開くと何十通も届いていて迷惑 (迷惑メール)

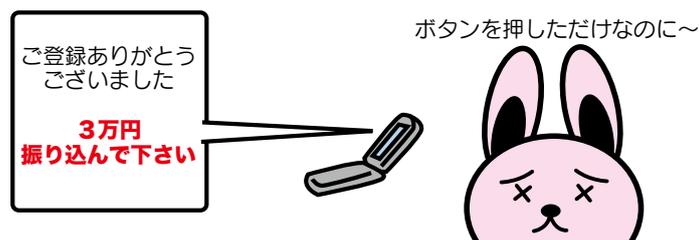
- ・あらかじめ消費者が請求や承諾をしない限り、業者の電子メール広告の送付は原則禁止（オプトイン規制）になっています。また、請求、承諾を得た場合でも消費者が拒絶の意思を表示した場合その後の送信は禁止されます。このため送信するメール広告には、メールアドレスやURL等を表示しなければなりません。
- ・事業者からの電子メールが送信されて困る。受信を拒否したのに、同じ事業者から再度電子メール広告が送られてくる場合は、そのままメールを（財）日本産業協会の以下の情報提供受付アドレスまで転送してください。

情報提供受付アドレス：spam-in@nissankyo.jp



5. 契約していないのに請求された (ワンクリック請求)

- ・業者は申し込みボタンを押すことが、購入（有料）になるとボタンを押す前に、容易にわかるよう明示しなければなりません。
- ・業者は消費者が申し込みボタンを押した後に、入力した内容を確認する画面と、それを訂正できる画面を設けなければなりません。
- ・以上のことを業者がしていない場合には、消費者の操作ミスによる申込みは無効になります。
- ・アクセスしたにすぎず、氏名、住所等個人情報を入力していない場合、電話番号、メールアドレスからは個人が特定されることは困難ですから、請求がされてもそれ以上の個人情報を教えないことが大切です。
- ・請求画面が消えない場合、ウイルスに感染している可能性が高いので、必要なファイルを保存後、初期化のうえ再インストールしましょう。



6. 架空請求・貸します詐欺

架空請求

突然使った覚えのない請求がきた。請求金額、販売店や情報提供会社は書いてない。

- ・利用してなければ払わない、連絡しない。連絡すると電話番号等が知られ、次の被害につながります。
- ・利用してないと思ってもはっきりしないならセンターに相談してみましょう。
- ・証拠は保管しましょう。
- ・悪質な取立ては警察へ届出ましょう。

貸します詐欺

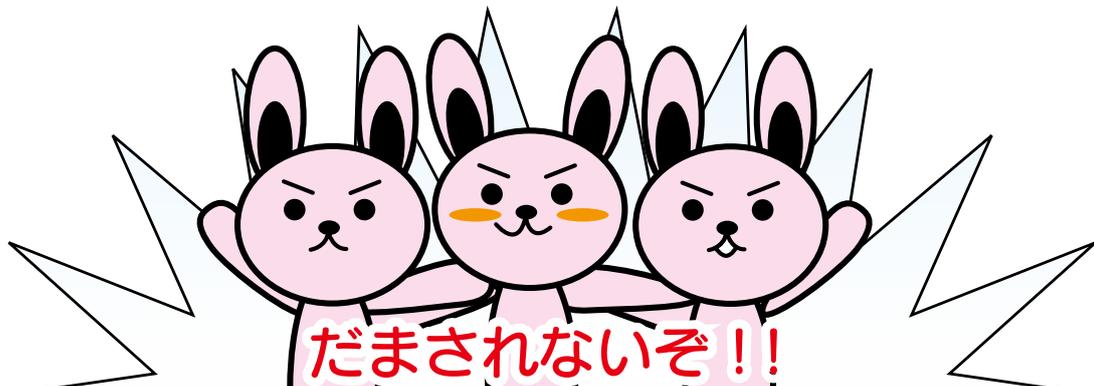
業者に融資を申し込んだが、「登録料」「一時保険金」「信用保証機関への紹介」「債務データの改善」などと理由をつけてお金を振り込ませ、結局融資はされません。貸金業を営むには、財務局長または都道府県知事の登録が必要です。【登録貸金業者情報検索入力ページ】で確認しましょう。

<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

- ・借金返済のため借金をしている場合は、借金問題を解決する必要があります。センターにご相談ください。

被害に遭ったら

- ・警察と振り込み先の金融機関に届出する。
- ・「振り込め詐欺救済法」により預金保険機構 <http://www.furikomesagi.dic.go.jp/> が公告。公告の中に振り込みを行った口座がある場合、支払申請期間中に金融機関に申請を行い、金融機関から「被害回復分配金」の支払を受ける。



7. 賃貸住宅退去時のトラブル（敷金）

- ・賃貸住宅を退去する際問題になるのが、原状回復に係る費用を貸主・借主どちらで負担すべきなのかという点ですが、これについては、国土交通省が一般的な基準をとりまとめた、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に沿って解決することが一般的です。このガイドラインには法的な強制力はありませんが、原状回復の考え方の指針となっています。
- ・そもそも敷金とは家賃の不払いや、室内を汚したり傷つけた場合の修理費用に備えるものです。契約時に貸主に預ける場合が多く、借主に家賃の滞納や不注意による破損などがない限り、退去時に返還されます。
- ・原状回復とは借主が借りた当初の状態に戻すということではありません。借主の不注意による傷等は、当然借主が修繕費を負担することになります。しかし、通常の使用をしていて、年数が経ったことによる劣化の修繕費用は月々の賃料に含まれているものであり、借主に原状回復義務はないとされています。
- ・契約前に重要事項説明書や契約書に不利な条項や特約があるか確認しましょう。
- ・入居前に貸主や不動産業者と室内の点検を行い、室内の状態の記録や写真を残しておく、退去時も以上のことをふまえて双方で立会いをしましょう。

引越立合い日

エ〜ツ？



お掃除OK!
ピッカピカ



ハウスクリーニング代
お願いね！



大町市消費生活センター 26-3225